

役員選任規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会（以下「当法人」という。）定款第19条、第20条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の選任に関する事項を定め、公正かつ適正な選任手続きを行うことを目的とする。

第2章 選任の基準

第2条（役員の定数）

当法人の役員は、次のとおりとする。

- （1）理事 3名以上
- （2）監事 1名以上

第3条（欠格事由及び資格制限）

次の各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員となることができない。

- （1）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）第65条第1項（理事）又は第68条第1項（監事）において準用する第64条（欠格事由）に該当する者
- （2）暴力団員等、反社会的勢力と密接な関係を有する者

第4条（役員構成の制限）

理事及び監事の選任にあたっては、各役員について、当該役員及びその配偶者又は3親等内の親族等の合計数が、役員総数の3分の1を超えてはならない。

2 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者等の合計数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

第3章 選任の手続き

第5条（候補者の推薦）

役員候補者は、理事会が推薦し、社員総会の議案として決定する。

2 社員は、総社員の議決権の5分の1以上の同意を得て、役員候補者を推薦することができる。

第6条（選任の方法）

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 候補者ごとに、出席した社員の議決権の過半数をもって決議を行う。

第7条（代表理事の選定）

理事のうち、1名以上を代表理事とする。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 当法人が代表理事を2名置く場合、その役割分担については理事会において定めるものとする。

第4章 任期

第8条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期については、定款第23条第3項及び第4項の規定に従う。

第9条（定年）

理事及び監事の定年は、満75歳とする。

2 役員が任期中に満75歳に達したときは、その後の事業年度末を経て招集される最初の定時社員総会の終結時をもって退任とする。

第5章 雑則

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

<附 則>

1 この規程は、令和8年2月10日に制定し、同日から施行する。